

議案第46号

交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に
関する条例等の一部を改正する等の条例について

交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する
等の条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成29年9月4日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 大阪府福祉医療費助成制度の見直しに伴い、本市における医療費助成制度
に係る条例について、所要の改正等を行いたいため。

交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する
等の条例案

交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する
等の条例

(交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例
第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例

第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障がい者」に改める。

第2条第1項中「（以下「社会保険各法」という。）」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を加え、「もの」を「者」に改め、同項第1号中「障害程度」を「障がい程度」に改め、同項第2号中「障害の程度」を「障がいの程度」に改め、同項第3号中「障害の程度」を「障がいの程度」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障がいの程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者（その障がいの程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障がい児のうち、その障がいの程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者

第2条第2項第1号中「保護を受けている者」を「被保護者」に改め、同項第3号中「又は社会保険各法の規定」を「、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定」に改め、「以下「世帯主等」という。」を削り、「又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員（被保険者若しくは組合員であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）」を「又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。）」に改め、同項第4号中「交野市老人医療費の助成に関する条例」を「廃止前の交野市老人医療費の助成に関する条例」に、「による老人医療費の支給を受けることができる者」を「により医療証の交付を受けている者」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）又は交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）により医療証の交付を受けている者

第2条に次の1項を加える。

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であつて、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

第2条の2第1項中「前年」の次に「の所得」を加え、「の間」を削り、「受けることになる者」を「受けようとする者」に、「、前々年）の所得」を「前々年の所得。以下同じ。）」に、「規則に」を「規則で」に改め、同条第2項中「、その他」を「その他」に改め、「損害を受けた者」の次に「（以下「被災者」という。）」を加え、「10月31日まで、前項の規定」を「10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定」に改め、同条第4項中「もの」を「者」に改める。

第3条第1項中「国民健康保険法又は社会保険各法」を「、国民健康保険法、社会保

険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に、「、家族療養費及び特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）」を「、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「（食事療養及び生活療養に係る給付を除く。）」を「（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）」に改め、同条第2項第1号中「、国」を「他の法令の規定により国」に、「療養に関する給付が行われるとき」を「医療に関する給付を受けることができるとき」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第3条に次の1項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによつて行う。ただし、第5条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条及び第5条を次のように改める。

（医療証の申請）

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

（助成の適用）

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があつた日から適用する。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定に関わらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手

帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障がいの程度の判定をされた者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を越えて遡及することはできない。

第6条を削る。

第7条中「受けた者」を「受けている者（以下「受給者」という。）」に、「市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養」を「大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用」に、「医療証」を「、当該医療機関に医療証」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「その価額の限度において、」を削り、同条を第7条とする。

第10条中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条の見出し中「不正利得の返還等」を「不正利得の返還」に改め、同条中「助成を受けた者」を「医療費の助成を受けた者」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第14条とし、同条の前に次の3条を加える。

（事実の調査）

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受

給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「有する者」の次に「であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者」を、「次の各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第2項第4号中「及び」を「又は」に改め、「知的」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号)」を「交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号)又は交野市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第23号)」に、「による医療費の助成を受けることができる者」を「により医療証の交付を受けている者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「交野市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第38号)」を「廃止前の交野市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第38号)」に、「による医療費の助成を受けることができる者」を「により医療証の交付を受けている者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けること

ができる者

第3条第1項中「規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は」を削り、「国民健康保険法」の次に「、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」を、「保険外併用療養費、療養費」の次に「、訪問看護療養費」を加え、「（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）」を削り、「及び家族療養費」を「、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「及び生活療養」を「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」に、「対象者（国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。））」を「対象者等」に改め、「負担すべき額」の次に「（以下「医療費」という。）」を加え、同条第2項に次の2号を加える。

- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

第3条第3項を次のように改める。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に支払うことによつて行う。ただし、次条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費及び市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第3条第4項を削る。

第5条第1項中「の属する月の初日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなつた日に遡及することができる。

第6条中「（以下「受給者」という。）は」の次に「、大阪府内に所在地を有する医療機関において」を加え、「契約」を「当該」に改める。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、助成を受ける者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる

(交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）」を削る。

第3条第3項第1号中「交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例」に、「受けることができる者」を「受けている者」に改め、同項第2号中「受けることができる者」を「受けている者」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 社会保険に関する法律又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われたとき。ただし、精神病床への入院に係る給付を除く。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行

わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われたとき。
- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第6条及び第7条中「契約」を削る。

(交野市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第4条 交野市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第38号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(重度障がい者の医療費の助成に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例第2条第3項に規定する対象者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であつて、当該施設に入所をした際他の市町村(当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認める市町村の対象者について適用し、同条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であつて、当該施設に入所をした際他の市町村(当該施設が所在する市町村以外の

市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認めない市町村の対象者については、なお従前の例による。

- 4 第1条の規定による改正後の交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(ひとり親家庭の医療費の助成に関する経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後の交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 6 第2条の規定による改正後の交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(こどもの医療費の助成に関する経過措置)

- 7 第3条の規定による改正後の交野市こどもの医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 8 第3条の規定による改正後の交野市こどもの医療費の助成に関する条例第4条第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(老人医療費の助成に関する経過措置)

- 9 この条例の施行日前における廃止前の交野市老人医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条に規定する対象者がこの条例の施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

- 10 この条例の施行日前における旧条例第2条に規定する対象者(この条例の施行の日以後、大阪府内の市町村から交野市に住所を変更した者を含む。)が平成30年4月1日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、改正後

の交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の規定を準用する。

11 この条例の施行日前における旧条例第2条に規定する対象者（この条例の施行の日以後、大阪府内の市町村から交野市に住所を変更した者を含む。）が平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧条例第3条に規定する助成の範囲については、前項に規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この条例の施行日前における旧条例第2条に規定する対象者がこの条例の施行の日以後、交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例又は交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、助成の対象としない。

（準備行為）

13 第1条の規定による改正後の交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例第4条、第8条、第11条及び第12条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

14 第2条の規定による改正後の交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条、第10条、第11条及び第12条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

15 第3条の規定による改正後の交野市こどもの医療費の助成に関する条例第5条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

（交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

16 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1	市長	交野市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第38号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	---

」

を

「

1	削除
---	----

」

に、「交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例」に改め、別表第2中

「

26 市長	交野市老人医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則に定めるもの
		(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

26	削除
----	----

」

に、「交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例」に改める。

(交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する経過措置)

17 前項の規定による改正後の交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定については、老人医療費の助成に関して、この条例による廃止後の交野市老人医療費の助成に関する条例の老人医療費の助成に関する経過措置の間においては、なお従前の例による。

(交野市両親の保護を受けられない児童の医療費の助成に関する条例の一部改正)

18 交野市両親の保護を受けられない児童の医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例」に改める。